役 員 等 報 酬 規 程

社会福祉法人 ヤンググリーン

平成14年 1月 1日 制定

平成15年10月11日 改正

平成20年 4月 1日 改正

平成21年 4月 1日 改正

平成29年 6月 1日 改正

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヤンググリーン(以下「当法人」という。)の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱に基づく第三者委員の報酬費用弁償等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

- 第2条 常勤の理事長及び専務理事の報酬額は、次の各号に定める額とする。
- (1) 理事長 300,000円
- (2) 専務理事 220,000円

(費用弁償)

第3条 非常勤の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員が当法人の業務を 行うために要した費用については、別表に定める額を支給する。

(重複給与等の調整)

第4条 当法人職員の身分を有する役員に対しては、この規程に定める報酬または費用弁償は支給しない。ただし、職員と兼務する理事長の報酬については、現在の職員給与に年間2,400,000円の範囲内で、上乗せして支給することができる。尚、職員と兼務している間の給与支給の運用は、給与規程に基づくものとする。

附則

この規程は、平成14年1月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行し、平成29年2月9日から適用する。

別 表

役 職 名	費用弁償日額
理事	5,000円
監 事	5,000円
評 議 員	5,000円
第三者委員	5,000円
評議員選任・解任委員	5,000円